協力金・支援金の支給対象の考え方について(4/25~5/11における緊急事態措置等)

協力金・支援金については、要請内容や施設の種類・規模などにより、その支給対象が 異なります。このため、この資料では、「協力金・支援金の支給対象の基本的な考え方」を お示しし、別添の「お問い合わせの多い施設」における各施設の措置内容とあわせてご確 認頂くことで、事業者の皆さまがどの協力金・支援金の支給対象となるのかの確認の目安 として頂くため、お示しするものです。

ご不明点等については、「東京都緊急事態措置等に関する質問と回答」及び「緊急事態宣言に伴う協力金・支援金よくあるお問い合わせ」をご確認ください。いずれも制度の詳細は、別紙の制度の概要及び都ホームページのURLをご参照ください。

1. 飲食店【休業要請及び営業時間短縮要請】

- ○飲食店営業許可を受けて飲食店を営んでいる事業者が、休業又は営業時間短縮の要請に全期間応じた場合には、協力金(68~600万円)の支給対象となります。^{※①}
- ○営業時間短縮の要請は、酒類提供・持ち込みを行っていない店舗及びカラオケ設備の提供を行っていない店舗、もしくは取りやめた店舗のみが対象です。このため、**酒類の持ち込みが行われている店舗は協力金支給の対象外となります**。

2. 飲食店以外

飲食店以外での協力金・支援金の受給のためには全て「休業すること」が必要です。

【休業要請】

- ○1以外で休業要請の対象となる事業者のうち、建築面積が **1,000m²を超える大規模施 設の場合には、協力金の対象**となります。**②
- ○大規模施設本体の休業・無観客開催に伴い、**休業せざるを得なくなったテナント**については、**休業要請対象となっているかどうかに関わらず、協力金の支給対象**となります。
 ② (1の協力金を受給していない**店舗のみですのでご注意下さい)

【無観客要請】

○無観客開催の要請により、**休業せざるを得ない中小事業者**は**都支援金(34 万円(30 万円)の対象**となります。^{※③}(面積要件はありません。また、無観客開催の要請に応じる場合、営業を継続していると判断され、支援金の対象となりません)

【休業の協力依頼】

○休業の協力依頼に対し、それに応じた中小事業者については、都支援金(34万円(30万円)の対象となります。**③

【その他、主な留意事項】

○緊急事態措置に基づき都が休業の協力依頼を行った、**建築物の床面積の合計が千平方メートル以下の博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園等**について、「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金」 の**支給対象**となりました。

https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/attention/2021/0817_14991.html

- ○休業要請等の期間に関して、「文化庁 令和2年度第3次補正予算事業 ARTs for the Future! コロナ禍を乗り越えるための文化芸術活動の充実支援事業」、「経済産業省コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金(J-LODlive 補助金)」の支給を受けた事業者は、「休業要請を行う大規模施設に対する協力金」及び「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金」の支給対象外となります。
- ○「休業要請を行う大規模施設に対する協力金」と国の「月次支援金」の併給はできません。国の「月次支援金」については、「地方公共団体による対象月における休業・時短営業の要請に伴う協力金の支給対象となっている事業者(休業を要請された大規模施設内のテナントを含む。)は月次支援金の給付対象外」とされています(経済産業省HP)。
- ○休業の協力依頼等の期間に関して、**国の「月次支援金」及び都の「東京都中小企業者等 月次支援給付金」の支給を受けた事業者は、「休業の協力依頼を行う中小企業等に対す る支援金」の支給対象外となります。**
- ○営業時間短縮要請を受けた飲食事業者等が、「休業要請を行う大規模施設に対する協力 金」のテナント事業者にも該当する場合、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」 と「休業要請を行う大規模施設に対する協力金」のどちらかを選択し、申請することが 可能です(支給額が異なりますのでご留意ください)。

(「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金」についても同様です)

○協力金は**1施設につき1区分のみ**とし、**複数区分の併給は行いません。**

【協力金・支援金の制度の概要】

L lbb	飲食店 飲食店以外		
	①飲食店協力金 営業時間短縮に係る 感染拡大防止協力金	②大規模施設協力金 休業要請を行う大規模施設に対する協力金	③ 都支援金 休業の協力依頼などを 行う中小企業等に対す る支援金
対象となる施設	○都内全域の飲食店 等 (大企業が運営する 店舗も 含む) ※4/12 から 5/11 まで全面的にご 協力頂いた施設	(1,000 ㎡超) ○大規模施設内のテナント等 ※ 4 /25 から 5/11 まで全面的にご協力頂い	応して休業した施設 (1,000 ㎡以下) ○無観客開催要請によ
支給額	○中小企業等 一店舗当たり 68 万円 から 600 万円 (前年又は前年又は高に基づき き算出) ○大企業 一店舗 当たりのでき 600 万円(中基づき) 出)	した。 ○大規模施設 ① 自己利用部分面積に係る協力金 →休業面積(自己利用部分)1,000 ㎡あた り 20 万円/日 ② テナント事業者等把握管理等に係る追加支給 →テナント店舗及び特定	

	飲食店	飲食店以外			
	①飲食店協力金 営業時間短縮に係る 感染拡大防止協力金	②大規模施設協力金 休業要請を行う大規模施設に対する協力金	③ 都支援金 休業の協力依頼な どを行う中小企業 等に対する支援金		
主な留意点	○大企業の申請も可能 ○酒類又はカラオケ 設備を提供する飲 食店等の要請内容 は休業	○大企業の申請も可能○テナントについては、休業要請対象外でも協力 金の対象	〇大企業及びみな し大企業は対象 外 ※中小企業相当 のNPO法人、一 般社団法人、一般 財団法人、一部の 組合は対象		
URしなど	https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/attention/2021/0423_14539.html				

- ※無店舗型や派遣型の業態は対象外となります。
- ※公益法人、学校法人、社会福祉法人等は対象外となります。
- ※経済産業省コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金等の支給を受けた法人は 対象外となります。

種類	施設	措置等の内容
遊興施設等	キャバレー	1 飲食店許可なし
(第11号)	ナイトクラブ	(1) カラオケ使用あり A L M Table (1) かった
	ダンスホール	●休業要請(法第45条第2項) (カラオケ設備の提供を取り止める場合を除く。)
	スナック	
	バー	(2) 酒類提供※なし かつ カラオケ使用なし
	ダーツバー	①床面積の合計が1,000㎡超の施設●休業要請(法第24条第9項)
	パブ	
		②床面積の合計が1,000㎡以下の施設
	アダルトショップ	●休業の協力依頼
		 ※酒類の「持ち込み」も取り止めること
	 カラオケボックス	
	射的場	2 飲食店許可あり (1)酒類提供※あり 又は カラオケ使用あり
	ライブハウス	 ●休業要請(法第45条第2項)
	場外馬(車・舟)券場	(酒類又はカラオケ設備の提供を取り止める場合を除く。)
	יייין עמיין אייין אייין אייין אייין אייין אייין אייין אייין	
		(2) 酒類提供※なし かつ カラオケ使用なし ●5時から20時までの営業時間短縮要請(法第45条第2項)
		Conditional Condition (And Condition
		※酒類の「持ち込み」も取り止めること
		2 (2)
		●特措法施行令第12条に規定される各措置を要請(法第45条第2項)
		・従業員に対する検査の勧奨
		・入場をする者の整理等・発熱等の症状のある者の入場の禁止
		・手指の消毒設備の設置
		・事業を行う場所の消毒
		・入場をする者に対するマスク着用周知
		・感染防止措置を実施しない者の入場禁止
		・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
		(施設の換気、アクリル板設置又は利用者の
		適切な距離の確保等)

種類	施設	措置等の内容
運動施設	体育館	1 屋外施設
(第9号)	水泳場	●無観客開催を要請(法第24条第9項) (対象性活の数据に必要なものも)
	ボウリング場	(社会生活の維持に必要なものを除く)●以下の事項について、協力を依頼
	スケート場	 ・入場整理の実施
		 ・ 酒類提供の自粛
	バッティング練習場	・5時から20時までの営業時間短縮
		2 屋内施設
	野球場	(1) 床面積の合計が1,000㎡超の施設
		●休業要請(法第24条第9項)
		 (2)床面積の合計が1,000㎡以下の施設
		●休業の協力依頼
	スポーツクラブ	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	 ●無観客開催を要請(法第24条第9項)
	3.71 430, 4300,773	
遊技場	マージャン店	1 床面積の合計が1,000㎡超の施設
(第9号)	パチンコ屋	●休業要請(法第24条第9項)
(2130 3)	ゲームセンター	2
	7 4 () 7	2 床面積の合計が1,000㎡以下の施設 ●休業の協力依頼
	テーマパーク	●無観客開催を要請(法第24条第9項)
(第9号)	遊園地	(社会生活の維持に必要なものを除く)
(2)33 37	X-EM-0	
	映画館	1 床面積の合計が1,000㎡超の施設
(第4号)	プラネタリウム	●休業要請(法第24条第9項)
(213 1 37)	7 7 1 7 7 7 4	2 广东连办人引起1000吨加工办妆部
		2 床面積の合計が1,000㎡以下の施設 ●休業の協力依頼
	劇場	●無観客開催を要請(法第24条第9項)
(第4号)	観覧場	(社会生活の維持に必要なものを除く)
(213 . 37	演芸場	
 集会・展示施設		●無観客開催を要請(法第24条第9項)
	<u>** </u>	(社会生活の維持に必要なものを除く)
(2) 1 (2)	展示場	
	後 貸 会議室	
	文化会館	
	多目的ホール	

種類	施設		措置等の内容
博物館等	博物館	1	
(第10号)	美術館		●休業要請(法第24条第9項)
	科学館	2	床面積の合計が1,000㎡以下の施設
	記念館		●休業の協力依頼
	水族館		
	動物園		
	植物園		
ホテル等	ホテル(集会の用に供する部分に限る。)	(●無観客開催を要請(法第24条第9項)
(第8号)	旅館(集会の用に供する部分に限る。)		(社会生活の維持に必要なものを除く)
商業施設	ペットショップ(ペットフード売り場を除く)	1	
(第7号、12号)	ペット美容室(トリミング)		●休業要請(法第24条第9項)
	宝石類や金銀の販売店	2	床面積の合計が1,000㎡以下の施設
	住宅展示場(集客活動を行い、来場を促すもの)		●休業の協力依頼
	古物商(質屋を除く。)		
	金券ショップ		
	古本屋		
	おもちゃ屋、鉄道模型屋		
	囲碁・将棋盤店		
	DVD/ビデオショップ		
	DVD/ビデオレンタル		
	アウトドア用品、スポーツグッズ店		
	ゴルフショップ		
	土産物屋		
	旅行代理店(店舗)		

種類	施設	措置等の内容
商業施設	アイドルグッズ専門店	1 床面積の合計が1,000㎡超の施設
(第7号、12号)	ネイルサロン	●休業要請(法第24条第9項)
	まつ毛エクステンション	 2 床面積の合計が1,000㎡以下の施設
	スーパー銭湯	●休業の協力依頼
	岩盤浴	
	サウナ	
	整体院(※)	※主として利用者が身体機能の維持を目的として利用する施設は、
	エステサロン	要請・協力依頼の対象外とする。
	日焼けサロン	
	脱毛サロン	
	写真屋	
	フォトスタジオ	
	美術品販売	
	展望室	
飲食店等	飲食店	1 酒類提供※あり 又は カラオケ使用あり
(第14号)	料理店	●休業要請(法第45条第2項)
(宅配・テークア	喫茶店	 2 酒類提供※なし かつ カラオケ使用なし
ウトを除く。)	和菓子・洋菓子店	● 5 時から20時までの営業時間短縮を要請(法第45条第2項)
	タピオカ屋 ※洒類の「持ちご	
	居酒屋	- 然自規の「持り込み」も取り正めること
	屋形船	●特措法施行令第12条に規定される各措置を要請(法第45条第2項)
		・従業員に対する検査の勧奨
		・入場をする者の整理等・発熱等の症状のある者の入場の禁止
		・手指の消毒設備の設置
		・事業を行う場所の消毒
		・入場をする者に対するマスク着用周知
		・感染防止措置を実施しない者の入場禁止
		・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
		(施設の換気、アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
		(川地区の1天区、) /) / 川田区は巨人は門川田の地別は丘離の推体寺)

種類	施設	措置等の内容		
医療施設(※)	病院	休業要請対象外		
	診療所	─ ┃		
	歯科	以下のとおり。 1 床面積の合計が1,000㎡超の施設		
	薬局			
	鍼灸・マッサージ	●休業要請(法第24条第9項)		
	接骨院	ー 2 床面積の合計が1,000㎡以下の施設		
	柔道整復			
生活必需物資	卸売市場	休業要請対象外		
販売施設				
(豪奢品を除く)	食料品売り場(※)	※移動販売店舗を含む。		
	コンビニエンスストア			
	百貨店(生活必需品売場)			
	スーパーマーケット			
	ホームセンター(生活必需品売場)			
	ショッピングモール(生活必需品売場)			
	ガソリンスタンド			
	靴屋			
	衣料品店			
	雑貨屋			
	文房具屋			
	酒屋			
住宅・宿泊施設	ホテル	休業要請対象外		
	カプセルホテル			
	旅館			
	民泊			
	共同住宅			
	寄宿舎			
	下宿			
	ラブホテル			
	ウィークリーマンション			

種類	施設	措置等の内容
交通機関等	バス	休業要請対象外
	タクシー	
	レンタカー	
	電車	
	船舶	
	航空機	
	物流サービス(宅配等を含む)	
工場等	工場	休業要請対象外
	作業場	
金融機関・官公署等	銀行	休業要請対象外
	消費者金融	
	ATM	
	証券取引所	
	証券会社	
	保険代理店	
	事務所	
	官公署	

種類	施設	措置等の内容
その他	貸倉庫	休業要請対象外
(豪奢品を除く)	郵便局	
	メディア	
	不動産業者	
	火葬場	
	獣医	
	ペットホテル	
	たばこ屋(たばこ専門店)	
	ブライダルショップ	
	本屋	
	自転車屋	
	家電販売店	
	園芸用品店	
	修理店(時計、靴、洋服等)	
	鍵屋	
	100円ショップ	
	駅売店	
	家具屋	
	自動車販売店、カー用品店	
	花屋	
	ランドリー	
	ごみ処理関係	
	神社	
	寺院	
	教会	

種類	施設	措置等の内容
学校	幼稚園	●以下の事項について、協力を依頼
(第1号)	小学校	・部活動の自粛
	中学校	・オンラインの活用
	義務教育学校	
	高等学校	
	高等専修学校	
	高等専門学校	
	中等教育学校	
	特別支援学校	
保育所等	保育所等(幼保連携型認定こども園を含む)	
(第2号)	学童クラブ	
	障害児通所支援事業所	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	
	障害福祉サービス等事業所	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	
	婦人保護施設	
	その他の社会福祉施設	
大学等	大学	
(第3号)	専修学校(高等専修学校を除く)・各種学校	
	日本語学校・外国語学校	
	インターナショナルスクール	
集会場等	結婚式場	●酒類※又はカラオケ設備の提供停止要請
(第5号)		(法第45条第 2 項)
		※酒類の持ち込みも取り止めること
		●5時から20時までの営業時間短縮要請
		(法第45条第2項)
		●以下の事項について、協力を依頼
		・「1.5時間開催」
		・人数上限50人かつ収容率50%
集会場等	葬祭場	●酒類※提供自粛の協力を依頼
(第5号)		W. (5, 4, 4, 1), 1, 4, 11, 1, 1, 1, 2, 2, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,
		※酒類の持ち込みも取り止めること
博物館等	図書館	●入場整理の実施の協力を依頼
(第10号)		

種類	施設	措置等の内容
商業施設	銭湯 (※)	●以下の事項について、協力を依頼
(第12号)	理容室	・入場整理の実施 ・店舗での飲酒につながる酒類提供(☆)又はカラオケ設備の
	美容店	利用自粛
	質屋	☆酒類の持ち込みも取り止めること
	貸衣装屋	※物価統制令の対象となるもの
	クリーニング店	
商業施設	マンガ喫茶	●以下の事項について、協力を依頼
(第12号)	ネットカフェ	・入場整理の実施 ・酒類※提供又はカラオケ設備の利用自粛
		ALMANDE NOCIONO DE LA PROPERTIDA DE LA P
		※酒類の持ち込みも取り止めること
学習塾等	自動車教習所	●オンラインの活用の協力を依頼
(第13号)	学習塾	
	オンライン授業	
	家庭教師	
	英会話教室	
	音楽教室	
	囲碁・将棋教室	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	
	そろばん教室	
	バレエ教室	
	体操教室	